

記者発表資料

令和3年度関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の試行方針を策定しました。

～インフラ分野のDXを推進し建設現場の働き方改革、生産性の向上を期待～

関東地方整備局では、令和2年度より建設現場の遠隔臨場の試行に取り組んでいるところです。

建設現場の遠隔臨場は、従来、段階確認・材料確認を受発注者が現場での立会により監督を実施していましたが、ウェアラブルカメラを活用しリモートでの現場監督（遠隔臨場）を実施する取り組みです。

この取り組みは、インフラ分野のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、移動時間の削減や立会の調整時間の削減が図られ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にも寄与し、建設現場の働き方改革、生産性の向上が期待されています。

今回、令和3年度関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の試行方針を策定しましたのでお知らせします。

今後、試行結果についてはアンケート調査等によりフォローアップを実施していく予定です。

■令和3年度関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の試行方針

・本官工事は発注者指定型により試行

・分任官工事は3億円以上は発注者指定型により試行

なお、3億円未満の工事は立会頻度が多い工事など遠隔臨場の効果が期待できる工事について事務所長が発注者指定型に指定して試行

・その他の全ての工事についても受注者へ意向を確認し試行を実施

（効果が期待されるもの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にも寄与するものは発注者指定型として扱う。）

※「発注者指定型」とは試行に係る必要の全額を発注者が負担する方式

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局	電話	048-601-3151（代）
企画部 技術調査課	課長	後閑 浩幸
	建設専門官	川路 隆之

令和3年度関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の試行方針

1. 試行対象工事

- ・本官工事は発注者指定型により試行。
- ・分任官工事は3億円以上は発注者指定型により試行。
なお、3億円未満の工事は立会頻度が多い工事など遠隔臨場の効果が期待できる工事について事務
所長が発注者指定型に指定して試行。
- ・その他の全ての工事についても受注者へ意向を確認し試行を実施。

(効果が期待されるもの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にも寄与するものは発注者指
定型として扱う。)

※「発注者指定型」とは試行に係る費用の全額を発注者が負担する方式。

費用は受注者から見積を徴収し、試行にかかる全額を技術管理費に積み上げ計上し設計変更。

2. 試行内容

- ・ウェアラブルカメラと「パッケージ化されたシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「Web会議システム
(teams、zoom等)」等の配信システムを利用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施。
- ・動画撮影用のカメラは、撮影者の安全を確保するため、ウェアラブルカメラ等の撮影者がハンズフリー
で撮影できるものを使用。
- ・今後、受注者及び監督職員を対象としたアンケート調査等を実施し、試行を通じた効果の検証、課題
の抽出等のフォローアップを実施予定。

3. 適用

令和3年5月1日より入札契約手続き(入札契約手続運営委員会)を開始する工事

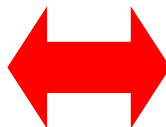
■ 遠隔臨場の実施状況

インフラ分野のDX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進し、移動時間の削減や立会の調整時間の削減が
図られ、建設現場の働き方改革、生産性の向上を期待。

現場での受注者による撮影状況



リモート(遠隔)
で監督を実施



執務室での監督職員による確認状況

